

児童扶養手当の申請

問 こども家庭課
☎内線 1733

児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

児童扶養手当の申請

◆支給対象

【表1】のいずれかに当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒をみる）している母、「児童」を監護し、かつ、生計を同じくする父または父母にかわってそ

の児童を養育している方（養育者）が手当を受けることができます。

※「児童」とは18歳に達する日以降、最初の3月31日（18歳年度末）までにある児童をいいます。

ただし、心身におおむね中度以上の障がい（特別児童扶養手当2級と同程度以上の障がい）がある場合は20歳未満までとなります。

児童扶養手当の額

所得に応じて手当の区分と金額が異なります【表2】。就労などで収入がある方は、所得に応じ

て手当は一部支給となります。所得制限限度額以上の所得の場合、手当は支給停止となります。

※全国消費者物価指数の実績値により、手当額は変更となります。

◆支払月

毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分まで支給されます。

◆必要な書類（認定請求書に必要な書類）

認定請求書には、戸籍謄本や住民票などを添付することになります。また、受ける方の支給要件によって添付する書類が異なりますので、こども家庭課までお問い合わせください。

◆所得制限 受給資格者、その配偶

者または同居（世帯分離している世帯を含む）の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年の所得が一定額以上であるときはその年度（8月から翌年の7月まで）の手当の一部または全部の支給が制限されます。

認定後の届出義務

認定を受けた方は以下のような届出義務がありますので、事由が生じたときはすみやかに届出てください。

◆現況届

受付期間：8月17日（木）23日（水）※8月19日（土）・20日（日）も実施。

この届を出さないと8月以降の手当が受けられなくなり、2年間この届を出さないと資格を失います。また、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」（提出の必要のある方には、6月に郵送していただきます。受給から5年経過する等の要件に該当する場合、就労状況などを毎年確認することになります）を現況届に併せて提出してください。

※現況届はこども家庭課から郵送します。8月中の提出となります。必要な添付書類については、同封した「児童扶養手当現況届のご案内」を確認し、期日内に忘れずに提出してください。

◆資格喪失届

次のような場合は手当を受ける資格がなくなりますので必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けた場合、その期間の手当を全額返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

- ・婚姻の届出をしたとき
- ・婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係になったとき
- ・児童が児童福祉施設に入所したり、受給者が監護または養育しなくなったとき
- ・遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れていた児童の父または母が帰宅したときなど

◆その他の届出

氏名・住所・支払金融機関変更届など

◆【表1】支給の対象となる児童

①父母が離婚した児童
②父または母が死亡した児童
③父または母が政令で定める障がいのある児童
④父または母が生死不明な児童
⑤父または母が1年以上遺棄している児童
⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
⑦父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
⑧母が婚姻によらないで生まれた児童
⑨母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

◆【表2】手当の区分と金額

（平成29年4月1日現在）

○全部支給の場合

対象児童数	月額
1人	42,290円
2人	52,280円
3人	58,270円
4人目以降	以降5,990円ずつ加算

○一部支給の場合

対象児童数	月額
1人	42,280円～9,980円
2人目の加算額	9,980円～5,000円
3人目以降の加算額	5,980円～3,000円